

北海道立函館美術館特別展開催補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道立函館美術館特別展開催補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、北海道立函館美術館および株式会社北海道新聞社が特別展開催のために設置する実行委員会（次条第1号において「実行委員会」という。）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 実行委員会が開催する特別展に要する経費
- (2) その他補助金の交付の目的を達成するために必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、補助の割合は、補助対象経費の2分の1以内とする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。